

コロナ・新ステージへの取組

～県民の命と健康を守ることを最優先に、
5類感染症となるコロナへの対応の見直しを段階的に進めていく～

- ◆ 適切な情報提供等により自主的な感染対策を促進
- ◆ 身近な医療機関で県民が必要な医療が受けられる体制を構築
- ◆ 高齢者施設等への支援を継続
- ◆ 円滑な移行に向けて丁寧な説明や必要な情報提供を実施
- ◆ 感染が再拡大した場合に備え、機動的に対応できる体制を維持

位置づけの変更に伴う本県における主な政策・措置の見直し

R5.3.15 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部資料を一部加筆

～R5.5.7

5.8～

5 類感染症へ

5 類感染症変更前まで実施

本県の基本的対応方針

- ・全数把握(毎日の感染者数公表)
- ・健康フォローアップセンターを通じた自宅療養者支援
- ・宿泊療養施設(段階的に閉所し5/7で終了)
- ・特措法に基づく各種協力要請
- ・「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動(5/7で終了)
- ・とちまる安心認証

廃止

- ・感染者数：県のHPで、76か所の定点医療機関からの報告数を週1回公表
- ・死亡者数：国が一括公表(人口動態統計で把握)
- ・自主的な感染対策を呼びかけ
- ・事業者等の自主的な感染対策を呼びかけ
- ・1年程度「感染防止対策協力店」として県HPで旧認証店を公表

5 類感染症変更後も当面の間実施

相談体制

- ・発熱相談、コロナ陽性者健康相談、ワクチン相談、後遺症等相談
- 窓口を一本化した上で継続

検査・診療体制

- ・診療・検査医療機関(5/8から「外来対応医療機関」)の公表の仕組みを継続
- ・コロナ患者を受け入れる外来対応医療機関数の拡充
- ・陽性者発生時の高齢、障害者施設における検査の実施
- ・設備整備等への支援
- 設備整備等への支援拡充に向けた準備

入院医療提供体制

策定した「移行計画」に沿って対応

- ・新たな医療機関による受入れ促進
- 設備整備等への支援拡充に向けた準備
- ・県による入院調整の一部継続
- ・病床使用状況の共有 等

自宅療養体制

- ・(再掲)相談窓口による健康相談
- ・(再掲)外来対応医療機関数の拡充

高齢者施設等への対応

- ・感染者発生時の相談及び感染制御の支援(発生施設支援チームの派遣など)
- ・施設内で療養を行う高齢者施設への補助
- ・往診協力医療機関や訪問看護協力事業所の確保
- ・(再掲)陽性者発生時の高齢・障害者施設における検査の実施
- 感染拡大時の高齢者施設等への集中的検査の実施に向けた準備

ワクチン接種

- ・県営接種会場については県内の接種の状況等を踏まえ適宜検討

その他

- ・新たな変異株の監視(ゲノムサーベイランス) 等

5類感染症への位置づけ変更後の相談・受診体制

相談体制

位置づけ変更後も、コロナに関する相談窓口
(健康相談(ワクチン・後遺症含む)等)を当面設置

5つのコロナ関係相談窓口を一本化

受診・ワクチン
相談センター

生活相談
センター

健康フォロー
アップセンター

夜間
コールセンター

コロナ後遺症
相談センター

新設

新型コロナウイルス総合相談コールセンター

☎ 0570-550-096

5月8日
9:00~

- ① 発熱等の症状に関する健康相談 (受診先の案内など)
- ② コロナのワクチン接種に関する相談 (副反応など)
- ③ コロナの後遺症に関する相談 (受診先の案内など)

等

①

夜中に
急に熱が...



②

これはワクチン
の副反応?



③

解熱後も息切
れが続いて...



受診体制

位置づけ変更後も、発熱患者等を診る医療機関を拡充し、
対応医療機関を県HPで公表する

外来対応医療機関

現在の診療・検査医療機関以外にも
発熱患者等を診る医療機関を拡充

受診可能な医療機関について、引き続き県HPにて公表

必要に応じ再診



自宅での療養

医師による診断等



要入院

診療所・病院間の連携等

県民が必要な医療を適切に受けられるよう
関係機関が連携を図りながら対応

不安時等の相談

①

少し息苦しくなってきた
不安...

入院

移行計画について

感染症法上の位置づけ変更後、新型コロナの患者が幅広い医療機関で受診できるよう、特に入院体制、入院調整に関して今後の移行の具体的な方針や目標等を示すもの（計画期間：R5.5.8～9.30）

目標と主な取組

I 入院体制

【目標】 **全病院及び有床診療所で入院受入が可能な体制を整備**
（今後の感染拡大に備えた入院患者受入目標数 600人）

【主な取組】

- ・医療提供体制の移行に関する説明会の開催
- ・入院受入れに関する意向調査及び地域における協議の実施
- ・設備整備等への支援
- ・院内感染対策等に関する啓発

II 入院調整体制

【目標】 **医療機関間同士の連携による円滑な入院調整の実施**
（5月8日以降、重症患者以外の入院調整は原則医療機関同士で行う）

【主な取組】

- ・G-MISの空床情報検索機能の活用の促進
- ・入院調整方法に関する説明動画の配信
- ・県による入院調整機能の一部維持（重症患者及び調整困難な中等症Ⅱ患者等）

III その他

高齢者施設等：嘱託医や協力医療機関における対応を基本としつつ、感染拡大時等において対応が困難な場合の相談先となる往診協力医療機関等を確保

自宅療養体制等：相談窓口による健康相談、外来対応医療機関数の拡充

令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種について

- ・ 令和5年5月8日から感染による重症者を減らすことを目的に「令和5年春開始接種」を開始します。
- ・ また、重症化リスクが低い方であっても重症者が一定程度生じていることから、引き続き、全ての方に対して接種機会を確保するため、令和5年9月以降「令和5年秋開始接種」を実施します。

	令和5年春開始接種	令和5年秋開始接種
実施期間	令和5（2023）年5月8日から8月まで	令和5（2023）年9月以降
対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者（65歳以上）・ 基礎疾患を有する方（5～64歳）・ 医療従事者・介護施設従事者等	5歳以上のすべての方
使用するワクチン	<ul style="list-style-type: none">・ オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社、モデルナ社）・ 従来株ワクチン（1価）（武田社（ノババックス））	未定
自己負担	無料（全額公費による接種を実施）	

過去3年間、夏と年末年始に感染拡大する傾向が見られます。

重症化リスクの高い方は、感染拡大前に早期の接種を御検討ください。

感染症法上の位置づけ変更に向けた対策の全体像（国資料抜粋）

新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更されること等に伴い、「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、国民の皆さまの自主的な取組をベースとしたもの」に転換する。

新型インフルエンザ等感染症

発生動向

- ・ 法律に基づく届出等から、患者数や死亡者数の総数を毎日把握・公表
- ・ 医療提供の状況は自治体報告で把握

医療体制

- ・ 入院措置等、行政の強い関与
- ・ 限られた医療機関による特別な対応

患者対応

- ・ 法律に基づく行政による患者の入院措置・勧告や外出自粛（自宅待機）要請
- ・ 入院・外来医療費の自己負担分を公費支援

感染対策

- ・ 法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み
- ・ 基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策

ワクチン

- ・ 予防接種法に基づき、特例臨時接種として自己負担なく接種

5類感染症

- ・ 定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表
- ・ 様々な手法を組み合わせた重層的なサーベイランス（抗体保有率調査、下水サーベイランス研究等）

- ・ 幅広い医療機関による自律的な通常の対応
- ・ 新たな医療機関に参画を促す

- ・ 政府として一律に外出自粛要請はせず
- ・ 医療費の1割～3割を自己負担
入院医療費や治療薬の費用を期限を区切り軽減

- ・ 国民の皆様の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる
- ・ 基本的対処方針等は廃止。行政は個人や事業者の判断に資する情報提供を実施

- ・ 令和5年度においても、引き続き、自己負担なく接種

- 高齢者など重症化リスクが高い方等：年2回（5月～、9月～）
- 5歳以上のすべての方：年1回（9月～）

令和5年5月8日(月)以降の基本的感染対策の考え方について

- 1 マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
- 2 県として一律に協力要請を求めることはなくなり、国や県からの情報提供をもとに、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。

➤ 個人や事業者へ提供する情報の例

【感染防止の5つの基本】（厚生労働省アドバイザリーボード「感染防止の5つの基本」抜粋）

- ① 体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養あるいは医療機関を受診する。
- ② その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施
→ 外出時はマスクを携帯し、必要に応じていつでもマスクの着用ができるようにしておく。
- ③ 換気、密集・密接・密閉（三密）の回避は引き続き有効
→ 特に不特定多数の人がいるところでは、換気（空気の入れ替え）、人との間隔を空ける。
- ④ 手洗いは日常の生活習慣に
→ 食事前や家に帰った時などには、まず手を洗い20～30秒程度かけて流水と石鹸で丁寧に行う。
- ⑤ 適度な運動、食事などの生活習慣で健やかな暮らしを
→ 一人一人の健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣を理解し、実行する。

なお、5月7日をもって、基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となる。

令和5年5月8日(月)以降の基本的感染対策の考え方について

➤ 事業者へ提供する情報の例

現在の対応（例）	対策の効果など
・ 入場時の検温	・ 発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性
・ 入口での消毒液の設置	・ 手指の消毒・除菌に効果
・ パーティション（仕切り）の設置（アクリル板、ビニールシートなど）	・ 飛沫を物理的に遮断するものとして有効 ・ エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要

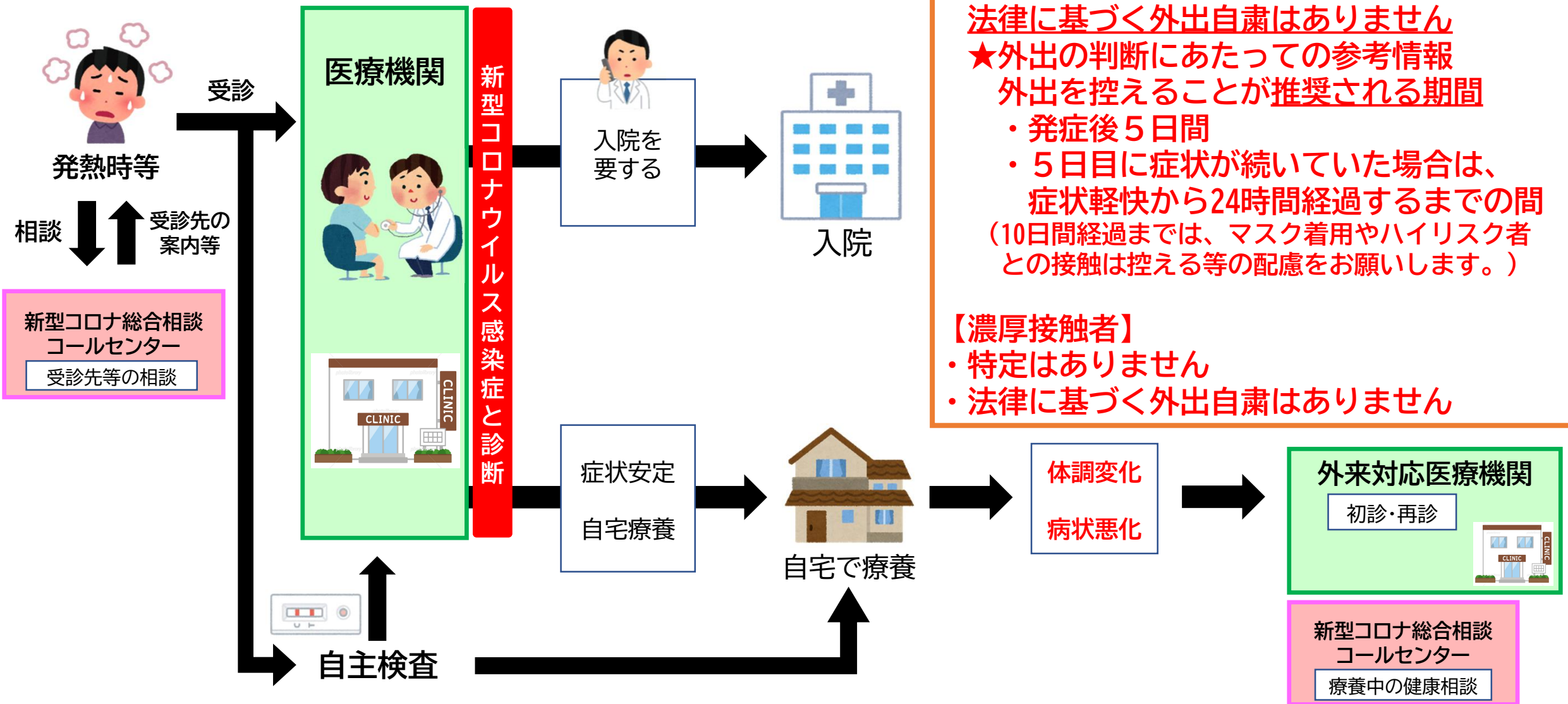
今後の考え方
★以下の事項等を勘案し、事業者において実施の要否を判断
○対策の効果（左欄参照）
○機器設置や維持経費など 実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果
○換気など他の感染対策との重複・代替可能性 など

- 5月7日をもって、業種別ガイドラインは廃止されるが、**業界が必要と判断して**今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない。
- 特に感染対策が求められる医療機関や高齢者施設等は、国や県からの情報を参考に、引き続き院内・施設内等の感染対策を行っていく。

県立学校での対応

- 全ての教育活動については、効果的な**換気・手指衛生等の感染対策**を講じた上で**通常通り実施**する。
- 児童生徒及び教職員については、**マスクの着用を求めないことを基本**とする。なお、マスクの**着脱を強いることのないよう**にする。
- 各家庭における**健康観察**を促すとともに、**発熱・咽頭痛等の普段と異なる症状がある場合における自宅での休養**を周知する。

位置づけ変更後(5月8日以降)に発熱などの症状があった場合の 医療機関受診等の流れ



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う県対策本部会議の取扱いについて

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が廃止され、連動して県対策本部も廃止となる
- 今後は、必要に応じて栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく「**栃木県新型インフルエンザ等対策会議**」を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、必要な対策の決定等を行う

	令和5年5月7日まで	令和5年5月8日以降
名 称	栃木県新型インフルエンザ等対策本部会議	栃木県新型インフルエンザ等対策会議
設置根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条 ・栃木県新型インフルエンザ等対策本部条例 ・栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画 ・栃木県新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関する要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画 ・栃木県新型インフルエンザ等対策会議設置要綱
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な事務をつかさどる ・新型インフルエンザ等対策の決定機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な事務をつかさどる ・<u>対策本部が設置されない場合の新型インフルエンザ等(過去に新型インフルエンザ等であった場合を含む)対策等の決定機関</u>
組 織	本部長(知事) 副本部長(副知事)、本部員(部局長等)	議長(知事) 副議長(副知事)、構成員(部局長等)

栃木県の新型コロナウイルス感染症の対応記録（第8波まで）

作成の趣旨

昨年12月中旬に編纂し県HPに掲載した対応記録に、**第8波（2022年10月1日～2023年2月28日）**の期間における本県の発生状況や新たな対策等を加筆・修正し、今後の新興感染症等に対し、有効な備えと施策立案ができるよう再編集を行った。

見直しのポイント（加筆箇所）

- 第8波における感染状況等（概要）を作成
→感染状況、協力要請内容やワクチン接種体制等を記載
- 警戒度指標の見直し（R4.11.25～）
→国の警戒度指標の見直しに合わせ、本県においても指標の見直し（レベル1「感染小康期」～レベル4「医療機能不全期」へ改正）を実施
- 「**コロナ・インフル同時流行注意報**」（R4.11.17～R5.3.15）を発令
→季節性インフルエンザとの同時流行リスクを加味し、新型コロナ及びインフルエンザワクチンの接種の検討、新型コロナ抗原検査キットや解熱鎮痛薬の備蓄等の呼びかけ実施
- 「**医療危機警報**」（R5.1.19～R5.2.7）を発令（特措法24条9項に基づく要請）
→高齢者や基礎疾患を有する方等に感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請
→全ての入院医療機関へコロナ患者の受入（入院・救急外来等）への協力を要請

公表方法

対策本部会議終了後、県HPへ掲載予定